

地方独立行政法人福岡市立病院機構  
令和5年度第4回理事会 議事録（要旨）

- 日 時：令和5年7月26日（水）16:00～17:00
- 場 所：こども病院 講堂
- 出席者：原理事長（議長）、堀内副理事長、瓜生理事、神坂理事、楠原理事、平田理事、近藤監事、柳澤監事 [欠席：石橋理事]

□ 議 事

【議案審議】

1 議案第6号 使用料に関する規程の一部改正について

<概要> 規程改正について事務局より説明を行い、原案どおり可決された。

(改正の内容)

- ・無侵襲的出生前遺伝学的検査の料金改定（別表第1関係）  
患者の負担を減らし認定施設での検査を受けやすくなるように、他認定施設との検査費用の格差、不均衡を是正する必要があるため、価格の改定を行うもの。
- ・子宮頸管熟化処置の料金追加（別表第1関係）  
子宮頸管熟化処置に使用する薬剤（製品名：プロウペス臍用剤）は、薬価基準未収載で保険適用外のため、薬剤料に技術料を加えて処置料の設定を行うもの。

<主な意見等>

- 無侵襲的出生前遺伝学的検査の非認定施設でのカウンセリングの低下を招くような検査について、学会等で規制することはできないのか。現状では価格競争のようになっているように思える。
- 保険診療外で行っていることは学会でも関与できないところがあり、産婦人科学会で認定施設の間口を上げようとしたが、上げ過ぎると患者さんへのカウンセリング体制等の担保が難しくなるとの意見もあり、以前よりも認定の基準は緩くなったがそこまで認定施設は増えていない。非認定施設で採血だけして外国の検査会社で安価に検査してもらい、出てきた結果のみを患者に知らせるだけという検査が横行している状況に関しては、厚労省や産婦人科学会も手が打てない状況にある。
- そもそも無侵襲的出生前遺伝学的検査によって何が分かるのか。
- 遺伝子の検査で、13番か18番か21番の染色体数が通常より1本多いことにつき陽性か陰性かの判定をするもの。だが、この検査だけでは確定できないため、羊水検査などで精密な検査をする必要があるが、非認定施設では無侵襲的出生前遺伝学的検査の結果だけで中絶を行うなどの問題が起こっている。そこをきちんと対応できるのが認定施設となっている。
- 価格の問題というよりも、非認定施設での検査が問題で、学会や厚生労働省が打つ手がないうことが問題なのか。是正が必要なのは非認定施設にカウンセリングを配置して本来あるべき姿にすることなのか。
- 自費診療のため厚生労働省も立ち入れないし、カウンセリング料を除くことで低価格でできている。
- 今回の改定後の価格は妥当な価格となっているのか。
- 妥当であると考えている。

2 議案第7号 職員の賞罰について

<概要> 非違行為を行った職員について、停職2月の処分を行うことを決定した。